

# 事件検討会（愛人に対する遺贈の有効性）

平成30年6月29日  
脇

## 第1 事案の概要



## 第2 判断基準

最判昭和61年11月20日

### (1) 事案の概要

Aが、Bとの婚姻の実体がある程度失った状態のもとで、半同棲の関係にあるCに対し遺産の3分の1を包括遺贈した事案。

### (2) 上告審の結論

本件遺言は不倫な関係の維持・継続を目的としてなされたものとみることはできず、主目的は専ら生計を被相続人に頼っていた愛人の将来の生活が困らないようにとの配慮に出たものである。また、遺言の内容が相続人らの生活の基盤を脅かすものとはいえない。

### (3) 判断要素

- ① 遺言の作成前後においてAとCの関係の親密度が特段増減したという事情もないこと
- ② 本件遺言の内容は、Bと子、及びCに全遺産の3分の1づつをそれぞれ遺贈するというものであり、当時の民法の定める妻の法定相続分が3分の1であったこと
- ③ AはCと約6年間継続して交際していること
- ④ AとB間の夫婦関係は10年以上希薄となり（別々に生活するなど）、夫婦としての実体はある程度喪失していたものとみられること
- ⑤ AにはCのほかこのような付き合いをしている女性があつたと窺うことはできず、また、AとCの関係は早期の時点で家族にも公然となつていたこと
- ⑥ 子はすでに嫁いでおり、高等学校の講師などを行っていること

### ① 遺贈の目的

② 遺産の内容（遺産に占める割合）＝相続人の取り分侵害の程度

③ 愛人との関係（深さ、悪質さ等）

④ 妻との関係

⑤ 相続人（主に妻）と愛人の資力

## 第3 裁判例

## 1 東京地裁判決昭和63年11月14日

### (1) 事案の概要

AがCに対して残した、財産を包括遺贈する旨の遺言の有効性が争われた事案。

### (2) 結論

Aのした本件遺言は公序良俗に違反し無効である。

### (3) 判断要素

(有効となる方向に働く事情)

- ① Cへの遺贈は、感謝の気持ちからなされたものであること (①)
- ② Aは19年間Cと同棲してきたこと (③)

(無効となる方向に働く事情)

- ① 遺言の内容が、全財産をCに遺贈するというものであること (②)
- ② 主要な遺産である建物が、BとAの婚姻関係維持のために購入されたものであること (②)
- ③ 長年不貞関係を継続し、そのせいで婚姻関係が破綻したこと (③)
- ④ Bには、本件建物の賃料収入以外に収入がないこと (⑤)
- ⑤ Aは、自分の不倫が原因の離婚である(=当然慰謝料等が発生する)ことを認識しながら本件遺言をしたこと (※)

## 2 東京地裁判決平成22年2月4日

### (1) 事案の概要

Aは、Cと知り合う前にすでに妻を亡くしており、Aが、その所有する土地建物をCに遺贈する旨の公正証書遺言をして死亡したところ、Aの子らがCに対し、公序良俗違反を理由として同遺言の無効の確認等を求めた事案。

### (2) 結論

本件遺言は公序良俗に反しない。

### (3) 判断要素

(有効となる方向に働く事情)

- ① C側に配偶者がいるのみで、Aには配偶者がおらず、不倫関係によって子など法定相続人の利益が直接に侵害される関係にはないこと (②)
- ② 本件建物が実質的に全財産だとしても、遺留分減殺請求によって自己の取り分を守ればよいこと (②)

## 3 東京地裁判決平成25年6月21日

### (1) 事案の概要

Aから預金の遺贈を受けたとするCが、法定相続人がした遺産分割協議により当該預金を取得したとされるBらに対し、不当利得に基づき、その返還を求めた事案。

(2) 結論

原告の請求を全部認容。

(3) 判断内容

本件遺言書の内容が公序良俗に違反して無効ということとはできない。

(4) 判断要素

(有効となる方向に働く事情)

① 本件遺贈が、内縁の妻である原告に対する感謝の気持ちからなされたものであること (①)

② Cが、約22年間、Aと内縁の妻として付き合い合っていたこと (③)

③ 原告と比べ、妻との関係が希薄であること (③)

(無効となる方向に働く事情)

① 妻の取り分と比較して、内縁の妻である原告の取り分が過大であること (②)

第4 本件の検討



## 【参考】最高裁判例が出るまでの裁判例

### 1 大阪地裁判決昭和43年8月16日

#### (1) 事案の概要

妾に対する土地建物の遺贈は、妾の生活維持に必要なものである限り公序良俗に反しないとした事案。

#### (2) 判断要素

(有効となる方向に働く事情)

- ① 感謝の気持ちによる遺贈であること (①)
- ② Cの将来の生活を慮って遺贈したものであること (①)
- ③ 特に将来のAとの関係の維持継続を目的としたものではないこと (①)

(無効となる方向に働く事情)

検討なし

### 2 福岡地裁小倉支部判決昭和56年4月23日

#### (1) 事案の概要

10年間情交関係のあったCに対する財産10分の3の包括遺贈が、公序良俗に違反して無効とされた事案。

#### (2) 判断要素

(有効となる方向に働く事情)

- ① 謝罪や感謝を含んだ意味での遺贈である (①)
- ② BはAの死後も経済的に困窮するという状況にはなく、実父から毎月当たり50万円程度の仕送りを受けて生活していること (⑤)

(無効となる方向に働く事情)

- ① Aの遺産は本件各不動産だけでも時価数億円を下回らず、負債を差引いてもかなりの財産が残ること (②)
- ② Cに対し、Bの相続分に匹敵する資産の30%を包括遺贈している (②)
- ③ 本件不動産が主要な遺産であること (②)
- ④ Bとは40年以上一緒にいたが、Cとは10年程度の付き合いであり、苦楽を共にし、家族以上の世話をするというような間柄ではなかったこと (③)
- ⑤ (それぞれに配偶者があって、年齢の開きが29歳であることに照らせば) AとCの関係が倫理的に強く批判されるべき関係であること (③)
- ⑥ 遺贈される不動産にAの居宅があり、そこにBが住んでいること (⑤)